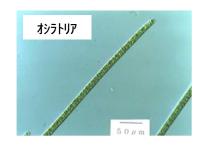
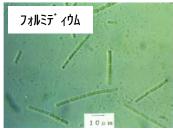
「水道水のかび臭対策」

1. 水道水のかび臭の原因

湖沼や河川等で繁殖する植物プランクトンの中には、かびくさいにおいや墨汁のようなにおい、いわゆる「かび臭」の原因となる物質(2-メチルイソボルネオールやジェオスミン)をつくりだすものがあります。

そのため、水源(湖沼や河川等)の水温上昇などによって、植物プランクトンが大量に繁殖した場合に、かび臭の原因物質がたくさんつくりだされ、水道水をつくるための通常の浄水処理(凝集、沈でん、砂ろ過)を行っても完全に取りきれず、水道水ににおいが残ってしまうことがあります。







かび臭の原因となる物質をつくりだす植物プランクトン (写真:滋賀県琵琶湖環境科学研究センター提供)

2. かび臭原因物質の水質基準

かび臭の原因物質である 2-メチルイソボルネオール (2-MIB) とジェオスミンの水質基準値は、ともに浄水処理をした水で1リットルあたり10ナノグラム 以下となっています。この基準値は、一般の方がにおいを感じない量として設定されています。

1 リットルあたり 10 ナノグラムとは、学校のプール約 16 杯分の水に目薬を 1 滴溶かしたくらいの濃度に相当します。

【プール:300m³(長さ25m×幅12m×深さ1m) 目薬1滴 0.05gとして計算】

3.かび臭原因物質の除去

滋賀県企業庁では、かび臭が発生した時は、通常の浄水処理に加えて、粉末活性炭を注入し、かび臭の原因物質を活性炭に吸着させて取り除くことで、水質基準値以下に保つよう努めています。

なお、かび臭の原因物質を吸着させた活性炭は、浄水処理の過程で取り除き、水道水に含まれていないことを確認しています。



粉末活性炭の投入状況



粉末活性炭